

第9次水質総量規制の適用開始



第8次水質総量規制に引き続き、東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海において、令和6年度を目標年度とした「総量削減基本方針」が環境省より令和4年1月24日付けで策定されました。

水質総量削減制度は、1979年(昭和54年)以来8次にわたり実施されているもので、同方針では目標年度における削減量の目標数値や達成に向けた方法等が対象水域別に示されています。

規制対象となる項目は、第8次水質総量規制と同様に化学的酸素要求量(COD)、窒素含有量及びりん含有量で、各水域別の削減目標量は下表の通りです。

関係都府県が設定した削減目標量を達成するために必要な事項として、生活排水処理施設の整備、きめ細かい海域の状況に応じた施策に加え、流況改善や底質改善等による水域での対策により、総合的な汚濁負荷の総量削減と水環境の改善を図ることとしています。

表 第9次総量削減計画 削減目標量(第8次目標との比較) 単位:トン/日

指定水域	指定項目	削減目標量※ (令和6年度における量)	増減量	令和元年度における量
東京湾	COD	150	-4	154
	窒素含有量	159	-3	162
	りん含有量	11.8	-0.3	12.1
伊勢湾	COD	127	-4	131
	窒素含有量	106	±0	106
	りん含有量	7.9	-0.1	8.0
瀬戸内海 (大阪湾)	COD	372 (78)	-2 (-5)	374 (83)
	窒素含有量	389 (80)	+9 (-1)	380 (81)
	りん含有量	24.6 (5.3)	+0.3 (-0.2)	24.3 (5.5)

※削減目標量: この数値が目標となる汚濁負荷量の値となります

今後、各都府県において汚濁負荷量を削減するための具体的な措置が講じられていくこととなります。特に排水量が50 m³/日以上以上の工場・事業場に対しては、引き続き総量規制基準が適用されることとなります。この総量規制基準は、すでに答申済みである水質に係るCOD、窒素含有量及びりん含有量の総量規制基準の設定方法に準じ、業種等の実態に応じて各都府県ごとに定めることとされており、各都府県知事が設定する総量削減計画の策定に併せて、一定の猶予期間を経た上で工場・事業場に適用されます。

東京湾、伊勢湾、瀬戸内海に係る指定地域において、総量規制の削減目標量は一部を除き令和元年度の汚濁負荷量よりも少ない値に設定されていますので、現状よりも総量規制基準が厳しくなる場合もあります。処理の見直しの必要性確認や現状の負荷量の把握といった面から、まず一度COD、窒素、りんの分析を行ってみたいかがでしょうか。

当社ではCOD、窒素、りんの指定計測法に対して自動分析機器を導入していますので、多検体でも短納期で分析結果をご提供することが可能です。詳しくは、当社 **分析担当者 畠山、荒木(フリーダイヤル 0120-01-2590)** までお気軽にお問い合わせ下さい。

- ① 環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ② ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ③ 水道法第20条に基づく水質検査
- ④ 製品開発・品質管理に伴う化学分析
- ⑤ アスベスト分析
- ⑥ 絶縁油中のPCB分析
- ⑦ 労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑧ 土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査